

サイバーセキュリティ基本法の一部改正に伴う
関係規則等の改正について

平成 31 年 1 月 24 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

「サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 91 号。以下「改正法」という。）によるサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）の一部改正及び今後予定される改正法の施行に伴う関係法令の整備」（以下「改正法等」という。）に伴い、改正法等が施行される日において、サイバーセキュリティ戦略本部が決定した規則等について、当該規則等が引用するサイバーセキュリティ基本法の条項の変更などの技術的な改正をサイバーセキュリティ戦略本部として行うものとする。

なお、本改正については、サイバーセキュリティ戦略本部長の了解を得て行うものとし、その内容を事後にサイバーセキュリティ戦略本部に報告するものとする。